

学校における働き方改革

幕別町アクション・プラン

(第3期)

令和6年8月

(令和8年3月 一部改訂)

幕別町教育委員会

目次

I	はじめに	P 1
II	これまでの取組の成果と課題	P 2
	(1) 第2期アクション・プランに係る取組の実施	
	(2) 学校におけるICT環境の整備	
	(3) 部活動の地域移行	
	(4) 教育職員に係る時間外在校等時間(超過時間)の状況	
	(5) 取組の総括	
III	第3期アクション・プランの基本的な方針	P 5
	(1) 第3期アクション・プランの性格	
	(2) 目標、目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間	
	(3) 町教委及び学校の役割	
	(4) 取組の検証・改善	
	(5) 保護者や地域住民等への理解促進	
	(6) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進	
	(7) SDGsの推進	
IV	第3期アクション・プランの具体的な取組	
Action 1	校務の効率化と役割分担の推進	P 9
	(1) ICTの活用による校務効率化の推進【重点】	
	(2) 保護者・地域等との連携協働【重点】	
	(3) 専門スタッフ等の配置促進	
Action 2	部活動指導に関わる負担の軽減	P 10
	(1) 部活動休養日等の完全実施【重点】	
	(2) 指導・運営に係る体制の構築	
	(3) 大会等に係る負担の軽減	
	(4) 部活動の地域移行	
Action 3	学校運営体制の見直しなどによる改善	P 11
	(1) 教頭の業務縮減【重点】	
	(2) 学校行事の精選・重点化	
	(3) 適切な教育課程の編成・実施	
	(4) 適正な勤務時間の管理等	
	(5) 「チーム学校」としての取組の推進	
	(6) 若手教員への支援	
	(7) 学校の組織運営に関する見直し	
Action 4	意識の変容を促す取組	P 14
	(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進【重点】	
	(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進	
	(3) 働き方改革に関する研修の実施	
	(4) これまでの取組の着実な推進	
Action 5	学校サポート体制の充実	P 16
	(1) メンタルヘルス対策の推進等【重点】	
	(2) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築	
	(3) 調査業務等の見直し	
	(4) 研修・会議の精選・見直し	
	(5) 学校が作成する計画等の見直し	
	(6) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進	
	(7) 少年団活動における児童の発達段階に応じた指導や教育職員の負担軽減	
	学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項	P 18

I はじめに

3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変化に加え、地球規模で進む気候変動やDX（デジタルトランスフォーメーション）・GX（グリーントランスフォーメーション）の進展など、社会が加速度的に変化し、先行きが不透明で予測困難な時代が到来しつつあると言われる一方で、深刻さを増す少子化や人口減少が学校教育の在り方にも大きな影響を及ぼしています。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要があります。

そのための学びの中心となるのが「令和の日本型学校教育」であり、その実現に向け、直接の担い手となる教員には、探究心を持って、自律的に新しい知識や技能を学び続け、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出していく役割がこれまで以上に求められています。

一方、依然として長時間勤務の教員が多いという勤務実態に加え、全国的に教員不足が課題となるなど、学校を巡っては憂慮すべき状況も顕在化しており、教職の魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

学校における働き方改革により教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保していくことは、「質の高い学び」と「持続可能な学校」の実現につながるものであり、学校が「働きやすさ」と「働きがい」を両立する職場となるよう、これまで以上に実効性のある取組を進めていく必要があります。

こうした中、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会に対して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表が義務付けられるとともに、計画を総合教育会議に報告する仕組みが新たに設けられました。

II これまでの取組の成果と課題

幕別町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成30年9月に「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン」を、令和3年6月には、令和5年度までを取組期間とする「学校における働き方改革幕別町アクション・プラン（第2期）」（以下「第2期アクション・プラン」という。）を策定し、教職員の在校等時間の縮減に向けた取組を進めてきました。その主な取組の成果と課題は次のとおりです。

(1) 第2期アクション・プランに係る取組の実施

第2期アクション・プランでは、「在校等時間の客観的な計測・記録と公表」、「メンタルヘルス対策の推進等」など6項目を重点的に実施する取組として、項目ごとに目標指標を掲げ、取組を推進してきました。その結果、各学校において、これらの取組が着実に推進されており、定着が図られました。

【第2期アクション・プランに掲げた重点的に実施する取組に関する指標の進捗状況】

重点的に実施する取組	目標指標	進捗状況
① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表	時間外在校等時間を集計・公表している学校	100%
② メンタルヘルス対策の推進等	ストレスチェックを実施している学校	100%
③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用	働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」を設置している学校	100% ※
	働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリストを活用している学校	100%
④ ICTを積極的に活用した業務等の推進	ICTを活用して授業等を行っている学校	100%
⑤ 部活動休養日等の完全実施	部活動休養日等を設定・実施している学校	100%
⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進	保護者・地域に対する働き方改革への理解や協力を求める取組を実施している学校	100%

※小規模のため全教員をコアチームとしている学校を含む。

(2) 学校におけるICT環境の整備

国の「GIGAスクール構想」により、学校における高速大容量のネットワーク環境整備の推進と、子ども一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すことが示され、さらに、令和2年2月以降における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急時においても、ICTの活用により子どもたちの学びを保障する環境の実現を目的として、「1人1台端末」の計画が前倒しされるなど、学校におけるICT環境の整備が進み、個別最適な学びや協働的な学びの充実が図られるとともに、遠隔授業やオンライン学習の実施など、ICTを活用した教育活動が広が

り、学びのスタイルが大きく変化しました。

こうした中、校務を効率化し、事務作業時間の削減を図るため、ICTを積極的に活用し、自動的かつ継続的なデータ取得や情報共有の即時化、クラウドサービスやデジタル教材を活用した授業の実施など、業務等の一層の改善が求められています。

国では、令和5年3月の「GIGAスクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議」の提言に基づき校務のデジタル化を推進しており、こうした国の動向を踏まえながら、校務の効率化や教育データの利活用に取り組む必要があります。

(3) 部活動の地域移行

部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長のために、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものであり、この取組は、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるものであります。

町教委では、令和4年12月に国が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に基づき、令和5年度に関係学校及び関係団体の代表者や教育委員会が必要と認める者で構成する「幕別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、望ましい部活動の在り方や地域移行等について検討を行いながら、具体的なスケジュールなどを定めた「幕別町部活動の地域移行に関する推進計画」の策定に向け協議を進めています。

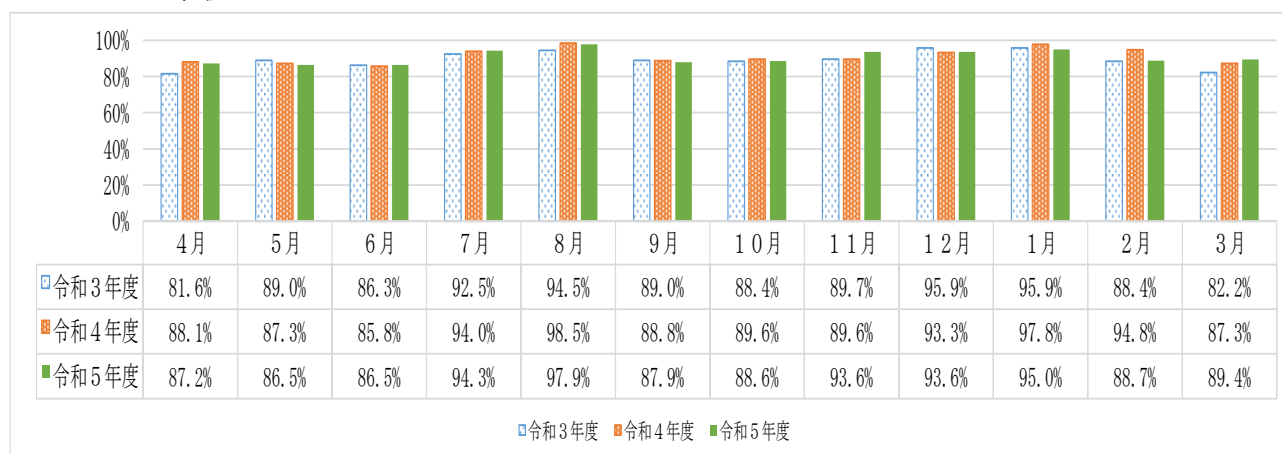
(4) 教育職員に係る時間外在校等時間（超過時間）の状況

労働安全衛生法の改正により、勤務時間の管理が明確化されたこと等を踏まえ、校長や服務監督権者である町教委に求められる責務として、各学校においては勤務時間の把握・計測が行われています。

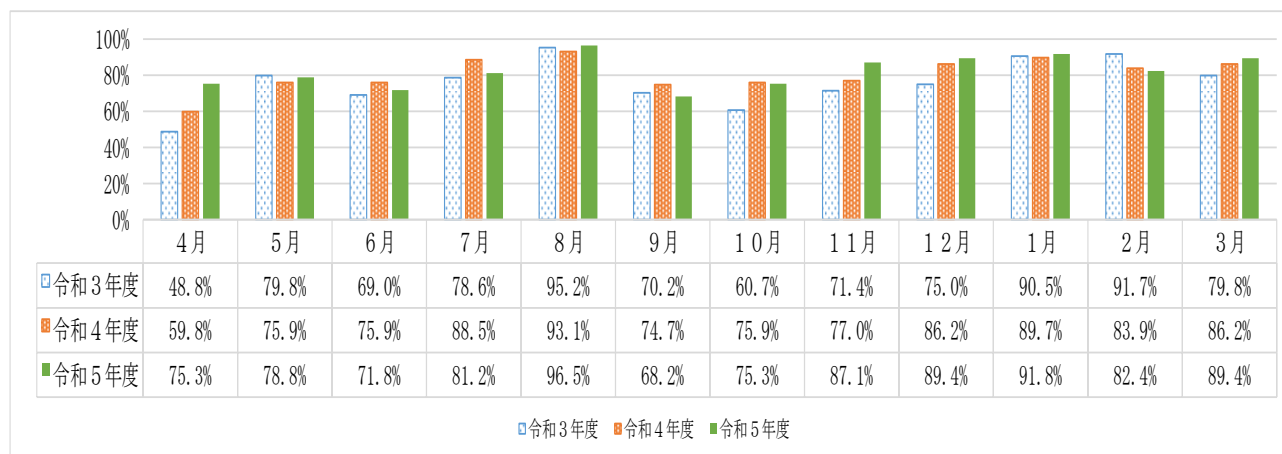
町教委では、第2期アクション・プランの目標を、「教育職員の在校等時間から所定の労働時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。」としています。これまで各種取組を進めてきたことで改善は見られるものの、一方で、長時間勤務の教員が見受けられます。

【時間外在校等時間が45時間以内の教育職員の割合の比較（令和3年度～令和5年度）】

ア 小学校



イ 中学校



【時間外在校等時間別割合の比較（令和3年度～令和5年度）】

ア 小学校

年度別	時間外在校等時間別割合				全職員 平均時間	前年比
	45時間以内	46時間～ 80時間以内	81時間～ 100時間以内	101時間以上		
令和3年度	89.4%	8.9%	1.2%	0.5%	21 : 47	—
		10.6%				
令和4年度	91.2%	7.8%	0.9%	0.0%	20 : 30	▲1 : 17
		8.8%				
令和5年度	90.8%	8.7%	0.5%	0.1%	20 : 39	0 : 09
		9.2%				

イ 中学校

年度別	時間外在校等時間別割合				全職員 平均時間	前年比
	45時間以内	46時間～ 80時間以内	81時間～ 100時間以内	101時間以上		
令和3年度	75.9%	21.9%	2.1%	0.1%	32 : 55	—
		24.1%				
令和4年度	80.6%	18.9%	0.6%	0.0%	28 : 55	▲4 : 00
		19.4%				
令和5年度	82.3%	16.6%	1.2%	0.0%	27 : 55	▲1 : 00
		17.7%				

(5) 取組の総括

町教委及び学校では、前記の取組のほか、ワークライフバランスを意識した働き方の推進、長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定、道教委によるスクールカウンセラーの積極的な活用のほか、特別支援教育支援員や学校事務補助員の配置、調査業務等の見直し、学校行事の精選・見直しなど第2期アクション・プランに基づき取組を進めてきました。

こうした取組を着実に推進してきたことで、小学校では、1か月の時間外在校等時

間が 45 時間以内の教員の割合が年間平均で 9 割を超えていることに加え、中学校では、45 時間以内の教員の割合が令和 4 年度は前年度比 4.7%の増、令和 5 年度は前年度比 1.7%の増となっており、改善が図られています。

一方で、1 か月の時間外在校等時間が 81 時間以上の教員の割合が、令和 5 年度は小学校で 0.6%、中学校で 1.2%となっており、長時間勤務の教員が見受けられる状況となっております。

その背景には、教員一人ひとりの意識改革はもとより、学校以外が担うべき業務や教員が担う必要のない業務に係る役割分担、教員の負担軽減が可能な業務の見直し・簡素化が十分に進んでいないといった課題があるものと考えられます。

そのため、第 2 期アクション・プランが終了する令和 6 年度以降においても、道教委が策定した「北海道アクション・プラン（第 3 期）」の内容を参考に、これまでの取組を継承しつつ、更なる改善・充実を図り、各学校と緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に、実効性のある取組を進めていく必要があります。

Ⅲ 第 3 期アクション・プランの基本的な方針

学校における働き方改革の目的は、「教員のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること」であります。

町教委ではこれまで、第 2 期アクション・プランに基づき学校における働き方改革を進めてきましたが、依然として長時間勤務の教員が見受けられる状況であり、働き方改革の理念を実現するため、第 2 期アクション・プラン策定以降の教育を取り巻く状況の変化を的確に反映させるとともに、これまでの取組の成果や課題を踏まえた新たなアクション・プラン（以下「第 3 期アクション・プラン」という。）を策定し、より実効性の高い働き方改革を推進していきます。

(1) 第 3 期アクション・プランの性格

第 3 期アクション・プランは、改正後の給特法第 8 条第 1 項に定める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 7 年文部科学省告示第 114 号。以下「国指針」という。）に即して定め、同法第 8 条第 3 項に基づき総合教育会議に報告するものであります。

併せて、国指針第 2 章第 1 節(1)に基づく教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」（昭和 46 年北海道条例第 61 号。以下「給特条例」という。）第 8 条及び「幕別町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和 2 年教育委員会規則第 4 号。以下「町教委規則」という。）第 2 条第 3 項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものであります。

なお、本プランについては、今後の国及び道教委の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

(2) 目標と目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

国指針第1章第3節(2)及び第3章第2節(1)に基づき、町教委規則に定める在校等時間の上限の遵守に向けて、次のとおり目標、目指す姿、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間を設定します。

【目標】

教育職員の「時間外在校等時間」を、1か月で45時間以内、1年間で360時間以内(1年単位の変形労働時間制を適用する場合は、それぞれ42時間以内、320時間以内)とする。

※ 全ての教育職員の時間外在校等時間が上記目標の範囲内となることを目指して取り組み、国指針で目標としている「令和11年度までに、教育職員の1か月当たりの時間外在校等時間の平均30時間程度」の実現を図る。

【目指す姿】

教員一人ひとりが、「変わってきた」と実感できる働き方改革の推進。

【重視する視点】

改革を『自分事』に	ワークライフバランスを意識した働き方を追求し、教職員のウェルビーイングの向上と、子どもたちの学びの伸長
『自走』するチーム	未来につながる教育活動の実現を目指し、対話を通して、学び合い・支え合うチームを構築
地域との『協働』	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図り、地域・保護者・教職員の参画と熟議でバランスある分担を実現

【重点的に実施する取組】

- ①ICTの活用による公務効率化の推進
- ②保護者・地域等との連携協働
- ③部活動休養日等の完全実施
- ④教頭の業務縮減
- ⑤働き方改革の意識を高める取組の推進
- ⑥メンタルヘルス対策の推進等

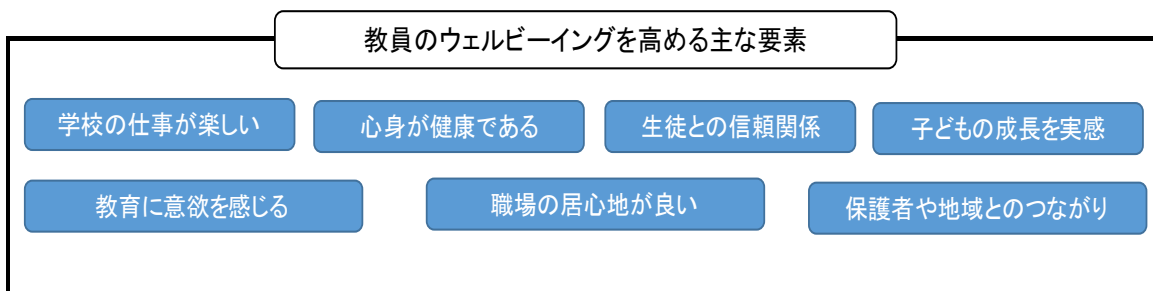
※目指す姿や重点的な取組の進捗状況を把握するため、別に指標を設定する。

【取組期間】

令和6年度から令和8年度までの3年間とし、道教委や各学校と緊密に連携・協働しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

ウェルビーイング

○身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含む概念。(第4期教育振興基本計画より)



(3) 町教委及び学校の役割

ア 町教委の役割

- ・ 学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等に基づき、適切に指導するとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施します。
- ・ 毎年度、学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施します。
- ・ 特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行います。

イ 学校の役割

- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人ひとりの意識改革を促進します。
- ・ 校長は、第3期アクション・プランに掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、「Road」や国の「働き方改革事例集」等を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進します。

(4) 取組の検証・改善

町教委は、毎年度、校長会や教頭会を通じて各般の取組の検証を行うとともに、学校を訪問するなどして取組状況の実態把握に努めます。

また、検証結果並びに国及び町教委の学校における働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直し等の改善を行います。

(5) 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協働しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠です。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者・地域住民等の理解を深めるなど、社会全体で認識を共有することが必要です。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、学校運営協議会において議題として取り上げ、保護者・地域住民等とより積極的なコミュニケーションの下で共通認識を図るなど、説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努めます。

また、町教委においては、幕別町PTA連合会等と連携しながら、保護者や地域住民等に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表します。

(6) 学校・教員が担う業務の適正化の一層の推進

町教委及び学校は、国指針で改めて示された「学校と教師の業務の3分類」を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各主体それぞれが関係機関等とも連携しながら、地域や保護者の

理解の促進に努めます。

業務の適正化の推進にあたっては、「3分類に基づく 19項目の業務やアクション・プランの具体的な取組も参考に、町教委及び学校がともに役割を果たしながら、取組を進めます。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務
<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>	<p>⑥調査・統計等への回答等</p> <p>⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理</p> <p>⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理</p> <p>⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理</p> <p>⑩校舎の開錠・施錠</p> <p>⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮</p> <p>⑫校内清掃</p> <p>⑬部活動</p>	<p>⑭給食の時間における対応</p> <p>⑮授業準備</p> <p>⑯学習評価や成績処理</p> <p>⑰学校行事の準備・運営</p> <p>⑱進路指導の準備</p> <p>⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>

(7) SDGsの推進

町では、平成30年度から令和9年度までを計画期間とする幕別町第6期総合計画をSDGsを推進する計画としても位置付けて策定し、多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの推進を図ることとしています。

第3期アクション・プランはSDGsのうち、主に以下の目標達成に資することを踏まえ、SDGsの理念との整合に留意して、施策を推進します。

- ・ すべての人に健康と福祉を (目標3)
- ・ 質の高い教育をみんなに (目標4)
- ・ 働きがいも経済成長も (目標8)
- ・ 住み続けられるまちづくりを (目標11)
- ・ パートナリーシップで目標を達成しよう (目標17)



IV 第3期アクション・プランの具体的な取組

Action 1 校務の効率化と役割分担の推進

(1) ICTの活用による校務効率化の推進 **【重点】**

- ・ 町教委及び学校は、各学校が教育目標の実現に向けて、限られた人的・物的資源を効果的に活用しながら、真に必要な教育活動に注力するため、クラウドサービスやデジタル教材、校務支援システムなど、学校の実態を考慮してICTを積極的に活用した教育活動や業務を推進し、校務の効率化による事務作業の負担軽減を図ります。
- ・ 町教委は、各学校が校長のリーダーシップの下、組織的にICT活用を展開できるよう、校内における推進体制を支援するとともに、教育課程におけるICT活用の位置付け、計画的な研修計画などについて情報提供し、学校が一体となった取組の充実を図ります。
- ・ 町教委は、校務系データと学習系データ、行政系データとの連携の在り方やビッグデータの生成、利便性の高いクラウドツールの積極利用など先進事例を参考に学校DXの在り方の検討を進めます。
- ・ 町教委は、生成AIについては、業務の効率化や質の向上など、働き方改革に資することが考えられるが、今後、国及び道教委の動向を注視します。
- ・ 学校は、町教委の取組を踏まえるとともに、会議資料のペーパーレス化やスケジュール管理のオンライン化、クラウド上の教材の教員間での共有、学校と保護者等間の連絡手段をデジタル化するなど、校務処理の負担軽減を進めます。

(2) 保護者・地域等との連携協働 **【重点】**

- ・ 町教委及び学校は、**国指針**で示された業務の3分類を踏まえ、業務の考え方を明確化した上で、地域とも対話を重ねながら、役割分担や業務の適正化を推進します。
- ・ 町教委は、保護者や地域住民が、子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨を理解し、各学校の教育活動に積極的に協力いただけるよう、積極的な広報及び情報提供を行います。
- ・ 町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「地域学校協働活動」や、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」について、地域の実情に応じた効果的な活動を促します。
- ・ 町教委は、学校における働き方改革を含む教員を取り巻く環境整備について、首長部局と連携を図りながら実効性を高める取組を推進します。
- ・ 学校は、保護者や地域に対し、学校の実情や勤務時間、休憩時間についての情報と併せて、日頃から学校の働き方改革の取組の進捗状況等について、学校だよりなどを通じて幅広く情報発信するよう努めます。
- ・ 学校は、学校運営協議会などにおいて、働き方改革を積極的に議題として取り扱うなど、適切にコミュニケーションを図りながら、学校・家庭・地域それぞれの役割を尊重した上で信頼に基づいた対等な関係を構築し、適切な役割分担を進めます。

(3) 専門スタッフ等の配置促進

町教委は、教育の質の向上や、教員が教員でなければできない業務に集中できる環境の整備のため、道教委によるスクールカウンセラーの積極的な活用のほか、部活動指導員や特別支援教育支援員、学校事務補助員等の配置を進めます。

Action 2 部活動指導に関わる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施 **【重点】**

- 町教委は、「幕別町部活動の在り方に関する方針」（以下「方針」という。）に基づき、生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施の徹底を図ります。
- 町教委は、部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間を原則として、必要に応じて勤務時間の適切な割振りを行うことなど、その趣旨の徹底を図ります。
- 町教委は、部活動休養日・活動時間の徹底に当たっては、中体連等の関係団体と連携・協力して取組を進めます。

○ 方針（概要）

① 部活動休養日の実施

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。
- 学校閉庁日は部活動休養日とすること。（夏季休業期間3日、年末年始6日間）
- ※ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと

② 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
- 活動場所で測定した暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。
- ※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱いの詳細については、「幕別町部活動の在り方に関する方針」による。

- 各中学校は、方針を踏まえ、学校において策定した活動方針に基づいて設定し、公表した各部活動の休養日及び活動時間等について、校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行うなど、その運用を徹底します。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 町教委は、方針を踏まえ、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活動指導員を配置し、その効果的な活用を促します。
- 各中学校は、学校規模や教員の配置状況等を踏まえた適正な部活動数とします。
- 各中学校は、特定の教員に部活動指導業務が集中することがないように、複数顧問の配置などにより、負担の平準化や軽減を図ります。

- ・ 各中学校は、部活動の指導、引率等を行う部活動指導員や専門的な技術指導を行う外部指導者を活用するほか、関係機関等との積極的な連携により、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減を図ります。
- ・ 各中学校は、教員の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

(3) 大会等に係る負担の軽減

- ・ 町教委は、学校の部活動が参加する大会等の全体像を把握し、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合や簡素化等を検討することなど、主催者や競技団体等に要請するよう努めます。
- ・ 各中学校は、部活動休養日等が年間を通じて適切に設定されることを前提に、生徒の教育上の意義、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないこと等を考慮して、参加する大会等を精査します。

(4) 部活動の地域移行

- ・ 町教委は、「北海道部活動の地域移行に関する推進計画」を踏まえた地域移行推進計画を定め、各部活動の実情に応じて、可能な限り早期に地域移行を目指します。
- ・ 各中学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備に関して、町教委の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働します。

Action 3 学校運営体制の見直しなどによる改善

(1) 教頭の業務縮減 **【重点】**

- ・ 町教委は、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務となっている実態を踏まえ、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進めます。

- ① 学校への調査について、必要性和手法の妥当性を検討するとともに、廃止を含め調査業務の見直しや簡素化などの取組を不断に進めます。
- ② 学校に関する業務について、各校長会や教頭会等との意見交換などで把握した要望などを踏まえ、縮小や簡素化を検討します。
- ③ 新任の教頭向けのリスクマネジメントや学校におけるいじめの問題への対応のポイント、学校安全活動の推進など、教頭の中心的な業務に関する研修等についての情報提供を行います。

- ・ 町教委は、教頭の職を担う人材の確保と職務遂行能力の向上を図るため、校長会と連携しながら、職の魅力向上に向けた取組を実施する中で、業務負担の軽減策についても検討を進めます。
- ・ 校長は、組織的な学校運営を行うに当たり、業務内容や業務分担の見直しを進め、教頭の業務負担も考慮しながら校内体制を整備します。

- ・ 学校は、管理職員と一般教員との日頃からの対話を通じて、学校運営への参画意識を醸成するとともに、教頭の業務の分散化を図ります。

(2) 学校行事の精選・重点化

- ・ 町教委は、学校行事の準備等が教員の過度な負担とならないよう、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域に発信するとともに、学校の取組に必要な支援を行います。
- ・ 学校は、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選することや、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど、学校行事の精選・重点化を図ります。
- ・ 学校は、学校行事においては、地域との連携が多く組み込まれている場合があることから、改めて働き方改革の必要性と意義を保護者や地域へ発信するとともに、学校運営協議会等を通じて共通理解を図ります。
- ・ 学校は、カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動について、例えば、理科における野外観察や社会科における見学といった調査活動など、その目標や指導内容から教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めます。
- ・ 学校は、学校行事等の準備・運営について、教員業務支援員等と連携するなど、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、準備の簡素化、省力化等を進めます。

(3) 適切な教育課程の編成・実施

- ・ 町教委は、標準授業時数を大きく上回った（年間 1,086 単位時間以上）教育課程を編成・実施することがないよう指導・助言するとともに、余剰時数が過大になっている場合や指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう指導・助言を行います。
- ・ 学校は、各年度の教育課程編成において、余剰時数は必要最小限とし、指導体制や教育課程の編成の工夫・改善等により、指導体制に見合った計画にするなど、適切にマネジメントします。
- ・ 学校は、授業時数や行事、行事準備の時間を適正に計画するとともに、年間を見通した計画の下、授業準備、事務処理などの時間を確保するよう工夫します。

(4) 適正な勤務時間の管理等

- ・ 町教委は、1年単位の変形労働時間制の導入の可否について検討します。
- ・ 町教委は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や部活動、学校の諸会議等について、職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うとともに、労働基準法等の規定に基づき職員が適正な時間に休憩時間を確保するよう指導・助言を行います。
- ・ 町教委は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間な

ど正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替など勤務時間に係る諸制度を活用し、正規の勤務時間の割振りや休憩時間の設定を適正に行うよう指導・助言を行います。

- ・ 町教委は、学校の実情を踏まえ、教員が担当する授業や校務の状況などに応じて個別に勤務時間を設定する「シフト制」の活用を検討します。
- ・ 町教委は、「終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保」する取組（勤務間インターバル）について、実施に向けた効果的な在り方の検討を進めます。
- ・ 町教委は、町や道教委のテレワークの実施状況を踏まえ、長期休業期間中における在宅勤務をはじめ、教員の業務の実情に応じた多様で柔軟な働き方について検討を進めるとともに、よりテレワークの実施に適したネットワーク環境の整備の方策などについて検討します。
- ・ 校長は、職員の勤務時間を考慮した上で、児童生徒等の登下校時刻や部活動、諸会議等について、適切に時間設定します。
- ・ 校長は、休憩時間には職員会議を開催しないなど、職員が勤務時間の途中で休憩時間を適切に確保することができるよう取り組みます。

(5) 「チーム学校」としての取組の推進

- ・ 町教委は、引き続き「Road」や国の「働き方改革事例集」を積極的に活用するよう促します。
- ・ 学校は、「Road」を引き続き活用し、改革を推進する「コアチーム」を設置する際には、学年を重視したチーム編成に限らず、学年間を超えたコミュニケーションが可能となるよう、各分掌のリーダーを加えるなど、学校組織全体としてのチーム編成に配慮します。
- ・ 学校は、コアチームが中心となり、職員を対象にアンケートや客観的なデータをまとめ、働き方改革における自校の課題を全職員で共有するとともに、話し合いの場を設け、職員間のコミュニケーションを図ります。
- ・ 学校は、明らかになった課題の改善に向けて改革を進めるに当たり、長期的な計画だけでなく、小さな変化や成果を実感できるように短期間ですぐに取り掛かれる目標を設定するなど、働き方改革の機運を高めます。
- ・ 校長は、コアチームと連携し、自校の働き方改革の進捗状況をチェックリストにより把握し、分析するとともに、フィードバックにより学校教育目標を実現するために、経営方針の中に位置付けた働き方改革を見直し、短期・中期的改革に取り組みます。
- ・ 学校は、国の「働き方改革事例集」や他市町村の好事例を参考にし、学校の実情に応じて活用できるものは積極的に取り入れるなど、改革を推進します。

(6) 若手教員への支援

学校は、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援します。

(7) 学校の組織運営に関する見直し

- ・ 町教委は、学校に組織体制の見直しを促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行います。
- ・ 学校は、設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を図ります。

Action 4 意識の変容を促す取組

(1) 働き方改革の意識を高める取組の推進 **【重点】**

- ・ 町教委は、これまでの慣習にとらわれず、教育の質を保ちながら、働き方改革を効果的に進めている事例等を積極的に紹介しながら、学校の管理職の意識改革を一層進めます。
- ・ 町教委は、学校訪問の際に、働き方改革を進める上でP D C Aサイクルを機能させることの重要性を繰り返し指導します。
- ・ 町教委は、働き方改革の趣旨や目的を踏まえた上で、働き方改革の取組状況を管理職員の人事評価に反映します。
- ・ 町教委は、管理職を含む教員一人ひとりが時間を意識した働き方を実践できるよう一層の意識改善を図ります。
- ・ 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を明確に位置付け、業績評価に係る目標設定に当たっては、働き方改革のマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減する時間や年次有給休暇の取得日数など、具体的な目標を設定します。
- ・ 校長は、在校等時間の計測・記録の結果を踏まえ、業務の平準化・効率化を検討するほか、ストレスチェックを活用し、「働きやすさ」や「働きがい」の意識の変化を把握するなど、学校の実情や職員個々の実態を踏まえた効果的な働き方改革を進めます。
- ・ 各学校の管理職員は、人事評価の面談等の機会を通して、働き方改革に対する共通理解を図るとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、職員の働き方に対する意識の醸成を図ります。特に、継続して上限時間を超える職員には当該職員の業務全体を把握し、業務の見直しや優先順位等を指示するほか、他の職員による支援や業務の担当者変更等を検討するなど適切な勤務時間となるよう取り組むとともに、面談を行い、個別の改善計画を作成することなどにより働き方への意識付けを促します。
- ・ 学校は、時間外在校等時間が100時間を超える職員又は直近2～6か月間のいずれかの平均で80時間を超える職員については、医師による面接指導を管理職から促すとともに、その結果を踏まえて業務改善を行います。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 学校は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人ひとりがワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、学校運営体制の見直しなどによる業務の効率化に合わせて、次の取組を進めま

す。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 月2回以上の定時退勤日の実施② 年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施③ 15日以上の子次有給休暇の取得促進 |
|--|

- ・ 学校は、保護者の理解を得た上で、1週間のうち平日1日は、児童生徒の一斉下校時刻を設定したり、部活動休養日と併せた定時退勤日を設定するなど、定時退勤の徹底を図ります。
- ・ 各学校の管理職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進めます。
- ・ 各学校の管理職員は、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、日頃から両立支援における男性職員の役割について所属職員への意識啓発に努めるなど、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動します。
- ・ 各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行います。

(3) 働き方改革に関する研修の実施

- ・ 町教委は、各学校の新任管理職員に、職員の勤務時間の管理、健康安全の管理、校内組織の管理をはじめとしたマネジメント能力の養成を目的とした町教委が実施する研修に参加を促します。
- ・ 町教委は、教職員全体に対し、勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、町教委が実施する初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修の機会を活用するほか、各学校における校内研修の実施を促します。
- ・ 学校は、業務の改善・見直しなど、働き方改革に関する校内研修を計画します。

(4) これまでの取組の着実な推進

ア 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

町教委及び学校は、教職員の心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定し、休養を取りやすい環境を整備します。

イ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

- ・ 町教委及び学校は、「出退勤管理システム」を活用し、教職員の在校等時間を客観的に計測・記録します。なお、校外において職務に従事している時間については、出張に係る復命書や部活動の引率業務に係る活動記録等など、できる限り客観的な方法により把握・記録するよう努めます。また、町教委は教育職員の在校等時間等を適宜、公表します。
- ・ 町教委及び学校は、校長会議などにおいて、各学校の勤務状況のデータを共有することなどにより、自校の状況の客観的な把握や意識の共有を促します。
- ・ 校長は、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、

一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進めるとともに、在校等時間が長時間となっている職員への面談を行い、勤務状況の改善に向けた適切な指導を行います。

Action 5 学校サポート体制の充実

- (1) **メンタルヘルス対策の推進等** **【重点】**
 - ・ 町教委は、労働安全衛生管理体制の適切な整備やストレスチェックの実施を図るなど、所管する学校の職員のメンタルヘルス対策を推進します。
 - ・ 町教委は、全ての教職員がストレスチェックに参加するよう、引き続き、周知を図るとともに、高ストレス者として該当し、かつ、教職員本人が希望した場合は、産業医等による面談を実施します。
 - ・ 校長は、時間外在校等時間等が一定時間を超えた職員に対し、医師による面接指導を促します。
 - ・ 校長は、学校の実情や職員個々の実態を踏まえ、職員のメンタルヘルス対策に取り組みます。

- (2) **トラブル等に直面した際のサポート体制の構築**
 - ・ 町教委は、学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、町の顧問弁護士や道教委のスクールロイヤーの活用を含め、学校運営を支援する体制を整備します。
 - ・ 町教委は、学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、警察や福祉部局との連携体制の確立など、関係部局との連携・協力体制を強化します。

- (3) **調査業務等の見直し**
 - ・ 町教委は、各種調査や事業、事務手続などについては、状況の変化なども踏まえ、その必要性や手法の妥当性の観点からの精選を引き続き行うとともに、学校現場の意見を的確に捉えながら、更なる見直し、簡素化を進めます。調査の実施に当たっては、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう配慮します。
 - ・ 町教委は、道教委や各種団体等から発出される文書を精査し、学校で共有する必要がないものは学校に送付しないなど、文書関連業務の縮減を図ります。
 - ・ 町教委は、各種通達や通知などの情報を一元管理し、学校が必要な情報を閲覧できるよう、学校からアクセス可能なクラウド上の共有サービスの活用などを検討します。

- (4) **研修・会議の精選・見直し**
 - ・ 町教委は、教職員研修の精選をはじめ、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めます。
 - ・ 町教委は、定例的に実施している諸会議については、その必要性の面から改めて見

直しを行うなど、更なる精選を行います。特に情報の伝達や共有を主な目的とした会議については、必要に応じてオンラインでの開催を検討します。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

- ・ 町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、道教委が行う取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行います。
- ・ 町教委は、学校単位で作成する計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成するよう指導・助言を行います。
- ・ 町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進します。
- ・ 町教委は、学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握した上で、スクラップ・アンド・ビルドの観点に立って整理するとともに、必要に応じ、PDCAによる一連のマネジメント・サイクルを備えた計画等のサンプル（ひな形）を提示します。

(6) 教諭等及び事務職員などの標準職務の明確化等

町教委は、教諭等、養護教諭、栄養教諭及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に自主的・主体的に校務運営に参画できる環境整備に努めます。

(7) 勤務時間外における電話対応の見直しの促進

- ・ 町教委は、勤務時間外における電話対応による教職員の疲労・心理的負担を軽減し、定時退勤を促進するため、学校と連携し、緊急時の連絡方法を確保するとともに、勤務時間外の留守番電話の設置や専用アプリ・メールによる連絡対応等について検討し、保護者や地域住民に対し、改めて働き方改革の必要性と意義について、理解・協力を得る取組を推進します。

(8) 少年団活動における児童の発達段階に応じた指導や教育職員の負担軽減

少年団活動の指導に関わる教育職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日の取組内容や、指導に関わっている教育職員の負担の軽減、在校等時間の縮減を図るため、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図ります。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

- (1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。
この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。
- (2) 町教委及び校長は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- (3) 教育職員の時間外在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることや計画に定める目標を達成することのみを目的化し、休憩時間並びに週休日・休日を含めて実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
なお、校長等が虚偽の時間外在校等時間を記録させることは、法令に違反するものであり信用失墜行為として懲戒処分等の対象となり得ること。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することや計画に定める目標を達成することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。
町教委及び校長は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

【用語解説】

① 教育職員

- ・ 給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

② 在校等時間

- ・ 教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間をいう。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
 - ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）
 - エ 休憩時間

③ 所定の勤務時間

- ・ 給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による休日、年末年始の休日及び開校記念日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ 時間外在校等時間

- ・ ②「在校等時間」から③「所定の勤務時間」を減じた時間をいう。

附 則（令和6年8月26日教育委員会決定）
この方針は、令和6年8月26日から施行する。

附 則（令和8年3月26日教育委員会決定）
この方針は、令和8年3月26日から施行する。